

当規約は、Cebu Eigo Club Inc./ セブ英語倶楽部が提供する留学プログラムに関し、入学手続きおよび学校入学後の規則(本契約)に関する条件を定めたものです。

第1条(総則)

1. 入学者ご本人(以下「申込者」)の当校への入学お申込は、当規約に同意の上で行なわれたと見なし、当規約の諸条項が適用されることとします。
2. 本契約へのお申込は、当校に対して直接行われます。従ってその他提携の日本国内代理店(日本国外の日本人向け代理店含む)がご案内するサービスは、本契約にて提供されるサービスとは内容が異なる場合があります。

第2条(申し込み条件)

1. 入学お申込また留学期間の延長は、当校または提携代理店を通じて、指定の方法にて行うこととします。
2. 本契約は原則、18歳以上の方が対象となり、18歳未満の方は親権者の同意がある場合に限り、入学登録を行うことができます。

第3条(本契約の成立時期)

1. 申込者は、当社所定の「申込書」に所定の事項を入力してください。
2. 本契約は当社が申込者からの申込みを承諾した時に成立するものとします。当社が申込を承諾した場合は、当社は申込者に対して速やかにその旨通知するものとします(E-mail)。

第4条(申し込みの拒否)

当校では、以下の事情の場合、入学登録を断ることがあります。

- 「申込者が渡航可能な条件を備えていないと判断された場合」
- 「未成年者の申込者が、親権者など法律の定めた者の同意を得ていない場合」
- 「申込者の受け入れが不可能な状況と判断された場合」
- 「期限までに入学手続きおよび渡航に必要な諸手続きが完了できない、また完了する見込みが少ない場合」
- 「その他、当校の認める事情がある場合」

第5条(留学費用の定義とお支払)

1. 当校の提供サービス(授業料・ホテル宿泊費・食事代・無料インターネット・掃除サービス・空港送迎等)に係る費用全額を「留学費用」と定義し、留学費用、入学金及び SSP 代は出発前に支払うこととなり、未納入の場合はサービス提供をお断りする可能性もあります。申込み手続きに必要なとされる金融機関支払い手数料は申込者負担とします。
2. 前項に記載したもの以外は、留学費用に含まれません(例: 海外傷害保険費用、往復航空券及び空港施設使用料並びにそれらに付随する費用、外食費等個人的性質の諸費用およびこれに係わる税・サービス料金、傷害・疾病に関する医療費)。
3. 当校の都合により、諸費用の料金及び条件は、予告なく変更される場合があります。その場合、当校より変更後の料金および条件を通知し、支払い済みの料金との差額、または変更後の料金を請求致します。
4. 出発前支払い費用に含まれないものとして、当校到着後お支払いいただく費用があります。(VISA 延長費用、洗濯代等)。

第6条(本契約の解除)

1. 申込者は、書面にて解除通知を行うことで、本契約を解除することができます。
2. 契約解除を行う場合は、下記の返金規定が適用されます。

(1)セブ到着前

- ・授業開始初日の 21 日前に 申込みを解約する場合は、入学金を除く全額を返金いたします。
- ・授業開始初日までの期間が 21 日を切ってから 14 日前までに 申込みを解約する場合は、入学金、1 週間分の留学費用、及び SSP 代を差し引き返金いたします。
- ・授業開始初日までの期間が 14 日を切ってから 7 日前までに 申込みを解約する場合は、入学金、2 週間分の留学費用、及び SSP 代を差し引き返金いたします。
- ・授業開始初日までの期間が 7 日を切ってから前日までに 申込みを解約する場合は、入学金、3 週間分の留学費用、及び SSP 代を差し引き返金いたします。

(2)セブ到着後

- ・留学経過期間を問わず、入学金・SSP 発行費用・外国人登録証 (ACI-Card) 費用・ビザ延長費用は返金いたしません。
- ・留学費用の返金について
解除日が属する週の翌週分より、残りの留学期間分の留学費用の 50%を返金いたします。

- * 返金対象金額は「週」単位で計算されます。
- * 返金時に生じる送金手数料は、申込者負担とさせていただきます。
- * 留学期間の振替は行いません。当初契約期間と異なる期間での留学は追加料金となります。

第7条(当校からの解約)

1. 以下に定める事由が申込者にあるとき、当校は催告した後、本契約を解約できるものとします。
 - ・ 申込者が当校に届けた申込者に関する情報の内容に虚偽又は重大な遺漏が発覚したとき。
 - ・ 申込者が、指定期日までに留学プログラム費用全額の支払いをしないとき。
 - ・ 申込者が、指定期日までに当校が指定した必要書類を提出しないとき。
 - ・ その他、当校がやむを得ない事由を認めたとき。
2. 前項に基づき、当校が本契約を解約する場合、留学費用、変更手数料など、既に申込者が本契約に支払った費用については一切返金いたしません。また、解約により発生した、取消料などの費用および損失は、申込者が負担するものとし、別途当校から請求いたします。

第8条(免責事項)

1. 当校は、以下のような場合には責任を負いません。
 - ・ 天災地変、戦乱、暴動、ストライキ、運送・学校等の事故、運送機関の遅延、スケジュール変更、その他不可抗力の事由により生じた損害
 - ・ 申込者の故意・過失、規則違反などにより生じた責任・損害
 - ・ 申込者がパスポートおよび航空券、ビザ等の取得に時間がかかり、予定の出発に間に合わないとき。
 - ・ 申込者が渡航先国に入国拒否をされたとき。
 - ・ 留学中の事故等により申込者に損害が生じたとき。
 - ・ 滞在国における休日・祝日等の追加・変更により内容に変更(休校等)が生じた場合。

第9条(約款の変更)

当約款は、事情により告知なく変更することがあります。

第10条(発効期日)

当約款は、2023 年 6 月 1 日以降に申込まれる契約から適用されます。